

# 所定疾患施設療養費の算定状況

## 所定疾患施設療養とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われること。  
なお、対象となる入所者の状態は、次のとおりである。 < 1、肺炎 2、尿路感染 3、帯状疱疹 >

平成28年4月1日 ～ H29年3月31日 (実施人数 及び 実施日数)

実施月 状態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	1人 6日	0人 0日	0人 0日	1人 7日	0人 0日	0人 0日	1人 4日	1人 3日	3人 12日	5人 27日	1人 6日	4人 20日
尿路感染	7人 43日	8人 49日	11人 43日	12人 50日	16人 82日	9人 39日	10人 48日	8人 44日	6人 29日	12人 79日	8人 42日	8人 47日
帯状疱疹	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
合計	8人 49日	8人 49日	11人 43日	13人 57日	16人 82日	9人 39日	11人 52日	9人 47日	9人 41日	17人 106日	9人 48日	12人 67日